

ライドシェア事業に係る制度の導入に関する法律案 概要

背景及び必要性

- 地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする日本版ライドシェア（自家用車活用事業）の制度が創設された。
- 一方、日本版ライドシェアは、**地域、期間などの限定**があることに加え、**タクシー事業の許可を受けていることが資格要件**となっているなど、その制度の導入は限定的である。
- 国民等の移動需要に対応するためには、**地域、期間などの限定がないライドシェア事業に係る制度の導入が必要**である。

法案の概要

国民、外国人観光旅客等の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることの重要性に鑑み、ライドシェア事業に係る制度の導入に関し必要な基本的事項を規定し、政府にそのための法制上の措置等を義務付ける。

「ライドシェア事業」の定義

他人の需要に応じ、有償で、次に掲げる旅客の運送を行う事業をいう。

- ① **他の者に委託して行う自家用自動車による旅客の運送〔委託型〕**
- ② **運転者を雇用し、その者に自家用自動車を運転させて行う旅客の運送〔雇成型〕**

1 ライドシェア事業に係る制度の導入

政府は、ライドシェア事業に係る輸送の安全の確保等を図るため、以下の基本方針に基づき、ライドシェア事業に係る制度の導入のために必要な法制上の措置等を速やかに講ずるものとする。

①ライドシェア事業への参入に関する基本方針

- 制度を導入する**地域、期間又は場合を限定しない**ものとする。
- 許可制を導入するものとする。この場合において、**営業区域、自動車の台数等の制限を許可の条件として付さない**ものとする。
- 許可においては、申請者の事業遂行能力等を審査するものとする。この場合において、**タクシー事業の許可を受けていることを許可の要件として定め**ないものとする。

②ライドシェア事業の運賃及び料金、ライドシェア事業者による運送の引受けに関する基本方針

- 運賃及び料金に関し、**ダイナミックプライシングが可能**となるようにする。
- 〔留意事項：輸送の安全を確保するために必要な費用、タクシー事業の運賃及び料金の水準を踏まえるものとする〕
○ 運送の引受けに際し、**事前に利用者に対して運賃及び料金の額を提示しなければならない**ものとする
- 運送の引受けに関し、**出発地及び目的地を特定して電磁的方法（アプリ等）で行う**ものとする。

③輸送の安全の確保等のための規制に関する基本方針

- ライドシェア事業者に対し、以下の事項に関する規定を設ける。
 - 義務付けるべき事項：**運転者の運転歴・性犯罪等の経歴の確認、運行管理に関する責任者の選任** 等
 - 禁止すべき事項：**旅客の運送の委託に係る不当に低い料金の禁止**
- 法令等に違反した場合における**業務改善命令、許可の取消し**等に関する規定等を設ける。
- 運転者は**第二種免許を受けた者であることを要しない**ものとするほか、ICT等を最大限に活用することを前提とし、**規制は合理的かつ適切なものと定める**ものとする。

2 ライドシェア事業に係る運転者の多様な働き方の促進及び利用の円滑化のための措置

①委託型ライドシェア事業を選択しやすい環境の整備

- 政府は、ライドシェア事業の用に供される自動車の運転者の多様な働き方の促進に資するよう、ライドシェア事業を経営しようとする者が**委託型ライドシェア事業を選択しやすい環境の整備**のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

②駅等における旅客乗降区域の設定支援

- 政府は、ライドシェア事業の利用の円滑化を図るため、**駅、空港等においてライドシェア事業に係る旅客を乗降させることのできる区域を定めることを支援**すること等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。